

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員と正規社員の格差を正社員化を。

めいめい、均等待遇、なげなげ差別！

ユニオンは労基法裁判に勝利したんや！

ユニオンは労基法裁判に勝利したんや！

Twitterページを開設しました！ 未来のツウナンバーも見れます。https://twitter.com/Unionkyusyu ユニオン長崎で検索！

未来

郵政産業ユニオン
PIWU

全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙 「みらい」
NO. 4212
21年12月24日(金)
Tel・Fax 095-828-1953

(1月2,3日)の「祝日給の見直しについて」初の最高裁判決に則った格差是正される！

おはようございます。早いもので今年もあと一週間となりました。集配の職場では、今日午後から年賀櫓が設置され年賀はがき配達の準備が始まります。今年、ゆうパックが少なかつた為か、土曜休配の影響もさほどなく比較的落ち着いた繁忙期となっています。あと一週間、そして年明けの年賀状処理が終わるまで、無事故無災害で業務に当たりましょう。

非正規社員にも、祝日割増賃金(時給制契約社員の場合 35/100)を支給する。

この年繁の最繁忙期にうれしいニュースが入りました。

12月20日、日本郵政グループ各社から1月2・3日の「祝日給の見直しについて」の情報提供がありました。

この「非正規社員にも、1月2・3日に祝日割増賃金を支給すること」については、「年末年始業務推進等に関する要求書」で格差の是正として強く求めてきた要求項目です。今年12月3日の年末年始業務推進等に関する要求交渉においても、「要求に応じられない」の回答に対し、支給を強く求めてきたところでした。

そうした下で、今回の見直しについては、郵政

ユニオンが、20条裁判を初め、長年求めたかかってきた中で勝ち取った成果と言えると考えます。



祝日給の見直し内容 (抜粋)
1月2日及び3日は祝日ではないものの、社員

の労苦に報いるため、アシエイト社員及び期間雇用社員が、1月1日から3日までの各日(祝日を除く)において勤務した正規の勤務時間については、新たに、祝日における勤務に準じて祝日割増賃金(時給制契約社員の場合 35/100)を支給する。

社員及び高齢再雇用社員が1月1日から3日までの各日(祝日を除く)において勤務した正規の



勤務時間については、従前どおり、引き続き祝日における勤務に準じて祝日給を支給する。

祝日給の見直しにあたって(談話)
2021年12月22日
郵政産業労働者ユニオン 書記長 上平 光男

日本郵政グループ各社は、連名で12月20日「祝日給の見直しについて」の情報提供を行ってきました。

今回の見直し案は、郵政グループ4社が9月21日に提案してきた「労基法 20条最高裁判決を踏まえた労働条件の見直しに関する考え方」の中で、正社員の処遇を引き下げて期間雇用社員等に年始勤務手当を増額するとして提案を、会社は事実上撤回し、私たち郵政ユニオンが要求してきた、正社員と同様に祝日ではない1月2日及び3日に勤務したアシエイト社員及び期間雇用社員に割増賃金を支給するというものです。

11月に作成した「処遇改悪反対ビラ」を地本・支部が活用し、組合員の皆さんが全国で宣伝活動したことが、今回の見直しに繋がっています。

また、12月3日に行なわれた日本郵便との交渉で、年末年始の格差是正を求め、1月2日及び3日の割増賃金を正社員と同様に支給するように強く主張してきました。今回の祝日給の見直し提案は、郵政ユニオンが最高裁判決を勝ちとり、粘り強く交渉を積み重ねてきた結果であり、郵政ユニオンの運動の成果です。

本部は引き続き、会社の「考え方」に沿った正社員の処遇引き下げ等を許さず、最高裁判決に則った真の処遇改善を求め全力をあげていきます。以上

今回の見直しは、昨年10月15日の郵政20条最高裁判決「勤務期間に関係なく、期間雇用社員へ支給しないのは不合理である」に沿った内容となっています。

また、9月21日の「労働条件の見直し案」提案その中の「祝日給の見直し案」を事実上「撤回」したものであり、郵政ユニオンの運動の成果です。今回の見直しは小さな一歩でも、組合にとっては最高裁判決に基づき、初めて会社の制度を変更させたとても大きく大きな成果と言っても過言ではありません。

今後も郵政ユニオンは、会社の「考え方」に沿った正社員の処遇引き下げ等を許さず、最高裁判決に則った真の処遇改善を求め、全力をあげていきます。

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。
1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。